

2021年10月22日

株式会社東京機械製作所 臨時株主総会における当社らの意見
及び現経営陣に対する質問事項

第1 ADC らの意見

【1. はじめに】

私は、アジア開発キャピタル株式会社及びアジアインベストメントファンド株式会社の代表取締役のアンセムウォンです。

当社らは、議決権割合にして40.2%を有する東京機械製作所の筆頭株主です。

本日の株主総会では、当社らを標的とする有事導入型の買収防衛策の発動である、新株予約権の無償割当ての件が議案となっています。

東京機械製作所は、この議案の決議に当たり、当社らの議決権行使を認めないことを明らかにしています。

当社らは、法令上の根拠もなく、当社らの議決権行使を制限・排除する決議は、一株一議決権の原則、株主平等原則に反し、違法であると考えています。

既に報道されているとおり、当社らは、東京地方裁判所に、新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分命令を求める申立てをしています。

裁判所は、本日の株主総会の議事経過及び結果を踏まえて、当社らの申立てを認めるか否かについての決定をする予定です。

この場におきましては、当社らが東京機械製作所の株式を取得してから本日の臨時株主総会に至るまでの経緯と、当社らの東京機械製作所に対する経営方針について説明させていただきます。

【2. 株式取得から臨時株主総会までの経緯】

まず、この間の経緯について説明します。

当社らは、東京機械製作所の輪転機事業に興味を持ち、海外の企業と比較をしたり、時間をかけて勉強する中で、東京機械製作所の株式の価値が低く評価されていると考え、市場取引により株式を取得しました。

当社らは、東京機械製作所の輪転機の製造・販売・メンテナンスという主たる事業を継続していくことをお約束しており、今後も、東京機械製作所の現経営陣に経営を委ねた上で、株主総会で議決権を適切に行使することを通じて、東京機械製作所の企業価値・株式価値を向上させたいと考えてまいりました。

このような方針の下で、東京機械製作所の経営陣の皆様と、2021年8月27日の夕方に面談を行いました。

当社らは、面談前に、東京機械製作所の経営陣の皆様には、具体的な事業計画などを開示していただくように求めておりましたが、事前に開示していただくことができませんでした。

そこで、当社らからは、まず、東京機械製作所の株式を取得した経緯として、もともと輪転機業界については、私の父が印刷工場を営んでいたことから興味があったこと、市場において東京機械製作所の株式価値が低く評価されていると判断したため興味を持ち、東京機械製作所について、海外企業と比較するなどして、時間をかけて勉強し、その結果、なお割安であると考えて株式を取得したこと、株式の保有目的について、短期での株式売却を予定しておらず、経営支配権を取得して中長期的に保有し、企業価値・株式価値向上によるリターンを得ることにあることを説明しました。

また、当社らは、現在のところ、東京機械製作所への取締役派遣を予定していないこと、引き続き現経営陣に経営を委ねる方針であること、現経営陣には、主たる事業である新聞用輪転機の製造、販売、メンテナンス事業の継続を前提としながら、経営指標、KPIの達成に努めいただき、一方で、当社らは、支配株主として、建設的な対話と適正な議決権行使に努め、協同して、東京機械製作所の企業価値・株式価値の向上を実現していきたいということを説明しました。

当社らといたしましては、都並社長や現経営陣の方からいただいた質問に対しては、その場ですべて回答させていただきましたし、都並社長からは、書面上でやり取りするよりも当社らの考えを理解することができたというお言葉をいただきましたので、円満に面談をすることができたと考えております。

この日の面談での会話内容については、当社ホームページを通じて、録音を開示しています。こちらをお聞きいただければ、当日の面談が友好的な雰囲気の中で行われたこと、東京機械製作所の説明資料に書かれている、当社らが東京機械製作所の「事業に一切の関心がない」などという記載が誤りであることを御理解いただけると思いますので、皆様にも是非お聞きいただきたいです。

また、この時、都並社長からは、次回の面談開催についての打診もいただきました。

私たちは、面談に先立ち、都並社長や経営陣の皆様に、より踏み込んだ質問をするために、分析資料も準備していましたが、この日は初回の面談で、元々1時間の予定でしたので、資料を用いたお話は2回目以降の面談でお話しようと思いました。

そこで、面談後には、私から都並社長にメールで、「貴社と当社が双方でWIN-WINの関係を築き、双方の企業価値の最大化を果たしていかなければと真剣に考えております」、「次回は私ども当方が貴社事務所にお伺いさせていただくかたちでも結構ですし、会食形式にさせていただいても結構かと思います。」とお伝えして、東京機械製作所の経営陣の皆様と経営方針について対話することを希望しておりました。

しかしながら、東京機械製作所が、面談の翌営業日である、8月30日の朝一番に、今回の対抗措置の発動を取締役会で決定したというリリースを公表しました。

その後は、東京機械製作所の経営陣の皆様と面談をする機会をいただくことはできませんでした。

そして、本日に至るまでの間に、東京機械製作所から当社宛てに、複数回にわたり、質問状が届きましたが、当社らは、その全てに一問一答で回答させていただきました。

回答内容は、全てホームページ上で開示・公表しております。

これに対して、当社らからも東京機械製作所の経営陣宛てに、質問状をお送りさせていただき、また、具体的な事業計画の開示も繰り返し求めましたが、東京機械製作所から質問に対する回答をいただくことはできず、また、事業計画を開示していただくこともできませんでした。

東京機械製作所が2021年10月11日にホームページ上で開示した「当社機関投資家株主との対話状況に関するお知らせ」によれば、中期的な事業計画の開示は2022年1月を目指として行うということであり、裏を返せば、現時点においては、開示に耐え得るような具体的な事業計画を有していないということなのだと思いますが、東京機械製作所の筆頭株主として、とても残念に感じています。

【3. 経営方針】

次に、当社らの東京機械製作所に対する経営方針の概要について説明させていただきます。詳細につきましては、当社らから、東京機械製作所の株主の皆様にお送りさせていただいている資料を御参照ください。

当社らが考える経営方針は、情報源が公開情報に限定されるものであるため、今後、経営陣との対話を経る中で、具体的な計画に落とし込んでいきたいと考えております。

まず、現状の東京機械製作所に対する当社らの認識ですが、新聞販売部数落ち込みが示すとおり、輪転機事業の非常に厳しい外部環境については、現経営陣と同じ認識を持っていると思います。

一方で、現代社会の中で、情報インフラとしての新聞等の重要性は増え高まっていると考えております。

東京機械製作所には、明治時代から培ってきた新聞業界の経験や知見という、かけがえのない資産があります。そのうえで、今後、事業の差別化や周辺領域への参入・付加価値の創造を通じて、新たな時代の要請に応えていくことこそが、コア事業である輪転機事業の維持・発展にもつながるとともに、業界の発展に真の意味で寄与すると思います。

そこで、既存事業である輪転機事業については、今後とも維持・存続していくとともに、それにとどまらず、30年後を見据えて、新規事業を育成していくことが必要であると考え

ております。

また、東京機械製作所の変革を実現することのできるガバナンス体制の実現、報酬制度の見直し、新規事業をはじめとした成長に向けた経営資源の積極的な投資なども提案してまいりたいと考えております。

【4. 最後に】

当社らは、東京機械製作所の経営には改善余地が多分にあると分析したうえで株式を取得しております。

よって、一時的な利益が目的ではなく、東京機械製作所の株式を長期的に保有し、適切な議決権行使を通じて、当社らのみならず東京機械製作所、その株主全体の利益向上に貢献したいと考えております。

株主の皆様には、ぜひ当社らに御賛同いただき、当社らの株主権を不当に制限・排除するような決議には、反対をしていただくようにお願いいたします。

第2 現経営陣に対する質問事項

【1 当社らの事業計画についての現経営陣の考え方、現経営陣が目標とするKPI】

当社らが御社に対して、再三にわたって事業計画の開示を求めていたのは、面談の際に、今後の御社の経営について深い議論をさせていただきたいと考えていたからです。

御社は、来年1月を目処に具体的な事業計画を開示するということですので、現状では事業計画をお持ちではないということですけれど、我々が10月に公表した事業計画や経営方針については、都並社長以下現経営陣の皆様は、いかがお考えでしょうか。

肯定的なのか、否定的なのか、否定的であればその理由を教えてください。

また、併せて、現経営陣の皆様が目標としているKPIについて御教示ください。

【2 委任状勧誘における不正の疑い】

御社からは、委任状勧誘に当たり、「委任状ご返送のお願い」という補足資料が株主宛てに送付されています。その中には、8月27日の面談時の会話内容が記載されていますが、事実と異なる点が多く見受けられます。

一例を挙げれば、「事業内容には何ら関心を示さず」という記載がありますが、当日、都並社長には輪転機事業に興味をもって、海外の企業と比較したり、時間をかけて勉強したこと、事業を大切にしていきたいことを説明させていただきました。そして、都並社長からは、「ウォン社長はもともと印刷業にも御興味があって、1年かけて他のメーカーとも比較して企業研究をされて、ある時点から株式を買われた」とおっしゃっていましたので、御理解いただけたと思っておりました。

このような事実に反する資料を株主に配布して、委任状勧誘をすることは、株主の意思を歪めることになるのではないでしょうか。

都並社長が自ら面談に参加されて、私と直接、顔を合わせてお話をしたにもかかわらず、どうしてこのような記載となったのかを、都並社長から御説明ください。

【3 総会費用】

当社らが、本格的に御社の株式の取得を始めた2021年7月以降から、本日の株主総会までに、弁護士やIR会社に対して、御社の経営状況に見合わない多額の費用を支出しているように思います。御社の従業員と思われる方から、当社らに届いた内部通報により、貴社らがこれまでに支出した費用が総額5億円以上にのぼっているという声も届いていますが、本当なのでしょうか。

弁護士費用やIR費用を含め、本件のために支出した費用の合計額を教えてください。正

確な金額が分からなければ、1000万円~5000万円程度、5000万円~1億円程度、1億円~3億円程度、3億円~5億円程度といった、概算の金額で構いませんので、お答えください。また、その資金をどのように捻出されたかについても、併せてお答えください。

【4 上目黒の土地】

御社の2021年8月30日付けの東証の適時開示では、東京都目黒区上目黒五丁目1488番地の土地を譲渡することになり、9月27日に契約締結、物件引渡し予定と開示、公表されています。

ここは、御社の創業家方から数十メートルの距離にある土地ですが、昨日10月20日時点で登記情報を確認したところ、所有権の移転を確認することができませんでした。

契約は締結されたのか、物件は引き渡されたのかについて、説明をお願いします。

計画が変更となったのであれば、変更の理由と、変更したことを開示していない理由について、説明をお願いします。

【5 取下げに関する開示】

御社の2021年10月15日付けの東証の適時開示では、「裁判所の勧告を踏まえ、アジアインベストメントファンドらから、上記合意に基づき、本議決権行使許容仮処分申立てについては本日付で取下げた旨連絡を受けております。」という記載があり、あたかも、裁判所から、申立てを取り下げるよう勧告があったかのような記載があります。

このような、事実に反して、裁判所から取下げ勧告があったかのような誤解をさせる記載は、裁判所の面前で行った当事者間の合意に反し、また、株主の判断を歪めるものであるように思います。なぜこのような記載をされたのかを御説明ください。

以上